

別記 1

文書名	部長レク資料「2003年第5回アジア冬季競技大会の開催準備について」(平成10年6月1日付け)
開示しない部分	開示しない理由
部長レクの際の担当者のメモ	条例第7条第6号該当 部長レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため
組織委員会の法人化に係る文部省との打合せ結果	条例第7条第7号該当 国の取扱いに関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

文書名	知事レク資料「2003年第5回アジア冬季競技大会の開催準備について」(平成10年6月3日付け)
開示しない部分	開示しない理由
組織委員会の法人化に係る文部省との打合せ結果	条例第7条第7号該当国の取扱いに関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

文書名	平成10年6月3日の知事レクチャーの概要
開示しない部分	開示しない理由
全部	条例第7条第6号該当 知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	部長レク資料「総合体育館整備スケジュール」(6月5日付け)
開示しない部分	開示しない理由
部長レクの際の担当者のメモ	条例第7条第6号該当 部長レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	平成10年7月24日の知事レクチャーの概要
開示しない部分	開示しない理由
全部	条例第7条第6号該当 知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	平成10年9月10日の知事レクチャーの概要
開示しない部分	開示しない理由
全部	条例第7条第6号該当 知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	平成10年9月16日の知事レクチャーの概要
開示しない部分	開示しない理由
全部	条例第7条第6号該当 知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	部長レク資料「第5回アジア冬季競技大会の大会開催費について」(平成11年11月2日付け)等
開示しない部分	開示しない理由
大会開催年度の県からの派遣職員の人数	条例第7条第6号該当 文書作成時点の想定人数であり、今後変わり得る余地があるものであり、開示することにより確定情報として県民等の間に混乱を生じるおそれがあるため

文書名	知事レク資料「第5回アジア冬季競技大会に係る大会経費について」（平成11年11月9日付け）等
開示しない部分	開示しない理由
大会経費財源に係る基本的な考え方の中で、大会経費財源として採用されなかった考え方	条例第7条第6号該当 県内部の検討の中で採用されなかったものであり、開示することにより県民等の間に混乱を生じるおそれがあるため

文書名	平成10年度9月補正予算見積書
開示しない部分	開示しない理由
「2細目別見積額説明」のうち、補正予算見積額、第一次査定額、第二次査定額が決定額と異なる場合における予算見積額等及びそれらの算定基礎の一部	条例第7条第6号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	9月補正予算財政課長査定資料
開示しない部分	開示しない理由
各事業ごとの予算見積額及びその算定基礎の一部	条例第7条第6号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	平成10年度9月補正予算総務部長復活要求書
開示しない部分	開示しない理由
「本年度現計予算額」欄に記載されている本年度現計予算額以外の額、補正要求額、既査定額、復活要求額、財源内訳額、節別内訳額・合計額、復活要求の概要説明欄において記載されている要求額・算定基礎	条例第7条第6号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
本事業実施による増員数	条例第7条第6号該当 参考として記載しているもので県の確定情報として不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

文書名	平成10年度9月補正予算知事復活要求書
開示しない部分	開示しない理由
「本年度現計予算額」欄に記載されている本年度現計予算額以外の額、補正要求額、既査定額、「復活要求額」欄・「財源内訳額」欄・「節区分」欄・「復活要求の概要説明欄において記載されている要求額」のうち決定額以外の額	条例第7条第6号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
本事業実施による増員数	条例第7条第6号該当 参考として記載しているもので県の確定情報として不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

文書名	平成 1 1 年度当初予算要求見積書
開示しない部分	開示しない理由
「 2 細目別見積額説明」のうち、本年度見積額、第一次査定額、第二次査定額が決定額と異なる場合における予算見積額等及びそれらの算定基礎の一部	条例第 7 条第 6 号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

文書名	平成 1 1 年度当初予算財政課長査定説明資料
開示しない部分	開示しない理由
各事業ごとの予算見積額及びその算定基礎	条例第 7 条第 6 号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
組織委員会の法人化に係る文部省との打合せ結果	条例第 7 条第 7 号該当 国の取扱いに関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

文書名	平成11年度当初予算総務部長復活要求書	
開示しない部分		開示しない理由
本年度要求額、既査定額、復活要求額、財源内訳額、節別内訳額・合計額、復活要求の概要説明欄において記載されている要求額・算定基礎		条例第7条第6号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
本事業実施による増員数		条例第7条第6号該当 参考として記載しているもので県の確定情報として不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

文書名	平成 1 1 年度当初予算知事復活要求書
開示しない部分	開示しない理由
本年度要求額、既査定額	条例第 7 条第 6 号該当 県の予算編成事務に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における調整等に関する情報であって、開示することにより、将来の予算編成事務に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
本事業実施による増員数	条例第 7 条第 6 号該当 参考として記載しているもので県の確定情報として不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

文書名	平成11年度企画部における主なる事業の進め方について
開示しない部分	開示しない理由
「現状と課題」のうち、「2 組織委員会及び県の体制」中の12年度以降の取扱い、「5 施設整備について」が記載されている部分、「今後の処理方針」のうち「3 施設整備について」が記載されている部分	条例第7条第6号該当 当該時点での想定であり、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるため

文書名	平成11年度主要事業進捗状況調
開示しない部分	開示しない理由
「2現状と課題」のうち、「(4) 施設整備について」が記載されている部分、「4今後の処理方針」のうち「(2) 大会の閣議了解について」の今後の取扱い、「(3) 施設整備について」、「(4) 庁内の大会支援体制の整備について」が記載されている部分、「5その他」のうち、「(1) 財政課への懸案事項」、「(2) その他の補正」が記載されている部分	条例第7条第6号該当 当該時点での想定であり、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるため